

第32回 日向市都市計画審議会議事録

1. 日 時 : 令和6年6月3日(月) 14:00 ~ 15:00

場 所 : 日向市役所4階委員会室

2. 出席者

第1号委員

黒木正一、股野満男、黒木幸市

第2号委員

黒木英和、黒木克彦

第3号委員

島川浩一

第4号委員

迫節夫、佐藤祐之

第5号委員

高木慎平、椎葉さおり、中島秀人

日向市建設部 土谷和利

日向市建設部都市政策課 黒木康文、黒木義人、佐藤佳恵、富山満

3. 議案の内容

議案第1号 日向延岡新産業都市計画 都市計画道路区域の変更
(県決定、意見照会)

4. 審議の経過及び結果

経過: 議事録のとおり

結果: 議案第1号 「原案に異存なし」

議事録署名

.....
.....
.....

事務局	1. 開会 定刻となりましたので、「第32回日向市都市計画審議会」を開催させていただきます。 本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠に有難うございます。 私は、本日の司会進行を務めます日向市都市政策課の黒木でございます。 よろしくお願いいたします。 それでは、会次第に沿いまして、進行させていただきます。
事務局 建設部長	2. 建設部長挨拶 まず始めに、建設部長の土谷がご挨拶いたします。 (建設部長挨拶)
事務局	3. 委員及び事務局職員紹介 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。 紹介につきましては、次第裏面に記載しております委員名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきたいと存じます。 なお、今年度の異動によりまして、3号委員として、国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所長の島川浩一(しまかわ こういち)様、4号委員として、宮崎県県土整備部日向土木事務所長の迫節夫(さこ せつお)様、及び、宮崎県県土整備部北部港湾事務所長の佐藤祐之(さとう ゆうじ)様に、新たに委員にご就任いただいております。 新たにご就任いただいた委員各位におかれましては、本来であれば、お一方ずつ委嘱状を交付させていただくべきところではありますが、本日は、時間の都合により、事前に、委嘱状を配付させていただくことで、交付にかえさせていただきますので、ご了承願います。 ここで、本年度の事務局の体制も変更がありましたので、職員を紹介させていただきます。 (事務局職員紹介)
事務局	4. 資格確認 続きまして、資格確認のご報告を行います。 本日の出席委員は11名で、審議会条例第6条第3項に規定する委員の過半数を満たしており、本日の審議会は成立することをご報告いたします。
事務局 会長	5. 会長挨拶 それでは、本会の会長であります黒木会長よりご挨拶をお願いいたします。 (会長挨拶)

事務局	それでは、これからの議事進行につきましては、審議会条例に基づき、黒木会長に、議長をお願いいたします。
会長	署名委員選任 議題に入ります前に、審議会運営規則に基づき、議事録に署名する委員2名を選任したいと思います。 本日の署名委員として、「黒木克彦委員」と「中島秀人委員」を選任したいと思いますますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声) 「黒木克彦委員」、「中島秀人委員」、よろしくお願いします。
会長	6. 日向市の都市計画について それでは、議題に移る前に事務局より日向市の都市計画について、説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
会長	7. 議案審議 それでは、審議に移りたいと思います。 議案第1号 日向延岡新産業都市計画 都市計画道路区域の変更について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号 日向延岡新産業都市計画 都市計画道路区域の変更になります。本議案は、延岡西都線いわゆる東九州自動車道の道路区域の変更に関する議案であり、都市計画決定は宮崎県により行われます。 この変更の際し、都市計画法第18条第1項に基づき、宮崎県から市に意見照会があり、宮崎県に回答するにあたり、日向市都市計画審議会条例第2条の2の規定に基づき、本審議会のご意見を伺うために諮問させていただくものであります。 それでは、前面のスライドで説明を行わせていただきます。 まず、日向市都市計画審議会についてですが、設置の根拠法令としましては、都市計画法第77条の2に基づき、都市計画に関し、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する機関となります。 次に、審議していただく内容としましては、日向市都市計画審議会条例第2条に、審議会の所掌事務として3項目が定められており、 1つ目が、市が定める都市計画に関すること。 2つ目が、都市計画について市が提出する意見に関すること。 3つ目が、その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

事務局	となります。 日向市都市計画審議会条例及び運営規則につきましては、議案書の 16 ページと 18 ページにお付けしておりますので、後ほど、ご確認下さい。 ここでは、都市計画の決定権者、決定を行う者の紹介をさせていただきます。 この表は、主な都市計画の決定するものを示した表です。 都市施設の道路のうち本日の審議案件である自動車専用道につきましては、県が決定します。なお、県の都市計画の決定にあたり、都市計画法第 18 条では、「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。」と規定されており、このため、今回、都市計画道路区域の変更を県が決定するにあたり、本市の意見をもとめられていることから、都市計画審議会条例第 2 条の規程に基づき、審議会に意見を伺うものとなります。 それでは、議案の説明を行います。 議案第 1 号は、都市計画道路区域の変更で（県決定に伴う意見照会を求められるもの）になります。 まず、議案書 1 ページですが、こちらには、市長から審議会に審議をお願いする旨の諮問書をお付けしております。 次に、議案書 2 ページには、都市計画の手続きに関するフロー図をお付けしております。本日の審議会は、県が決定する都市計画が議題となっております。 県が決定する場合には、国と協議を行いつつ、関係する市町村の意見を聞きながら、県の都市計画審議会の審議を経て、手続きを進めていきます。 今回は、県決定の議案への回答意見を審議していただくため、審議会を開催するものであります。 この都市計画変更の原案について、国との協議後の令和 6 年 2 月 27 日に中央公民館で住民説明会を開催しております。 続いて 3 ページになります。 こちらは、県から市長あてに届いた意見照会の依頼文の写しをお付けしております。 続いて 4 ページから 6 ページになります。 こちらは、今回変更となる都市計画道路延岡西都線の構造形式の内訳となります。 起点であります門川町境から順に記載されており、左から位置と構造形式ごとの延長が記載されています。 右の図は、各構造形式の標準断面図になります。嵩上式は、道路面が地表面よりも概ね 5 m 以上の高低差がある区間が 350 m 以上連続している区間であり、主に橋梁の区間となっております。地下式は、道路が 350 m 以上連続して地下にある区間であり、主にトンネルの区間となっております。地表式は、嵩上式及び地下式以外の区間となっております。
-----	---

事務局	続いて7ページになります。 こちらは、延岡西都線の都市計画のこれまでの経緯になります。 平成8年10月17日に当初決定されておりまして、平成13年5月31日に車線数の変更、平成18年12月25日に線形の変更及び一部区域の変更を行っています。 続いて8ページになります。 こちらは、道路区域内の大字・小字名の一覧です。 今回は区域の追加のみとなりますので削除する区域はありません。 続いて9～13ページになります。 こちらは、先程説明した構造形式の内訳の新旧対照表となっています。 左が変更前で、右が変更後となっております。 右側の変更後の表中の矢印は変更がないことを示しています 次に、今回都市計画変更の対象となる、都市計画道路延岡西都線の具体的な内容についてご説明いたします。 都市計画道路延岡西都線は、東九州自動車道の一部を構成し、宮崎県の高速交通体系の一部を形成する主要幹線道路として、また、複数の市町にまたがり都市間を繋ぐネットワーク道路として、平成8年に都市計画決定されました。 図面に赤実線及び赤点線で示す道路が自動車専用道路である東九州自動車道で、この内、門川ICから西都IC間の赤実線で示す範囲が、都市計画道路延岡西都線となっています。 都市計画道路延岡西都線は、全体延長約58,560mで、標準断面に示すような4車線道路、道路幅員24mで都市計画決定がなされています。 道路の整備状況としましては、平成22年～平成26年に門川ICから西都ICまでが順次、暫定2車線で供用されております。 今回の都市計画変更は、令和元年に国土交通省が公表した「高速道路における安全・安心基本計画」において、「概ね10～15年で有料道路の暫定2車線の半減を目指し、長期的には解消させる。」との方針が示されたことを踏まえ、今後の円滑かつ着実な都市施設の整備を図ることを目的に、当路線の区域として必要な範囲を明確にするため、道路法面等の区域を追加するものです。 スライドに示す航空写真は、お配りした議案書P14と同じものになります。日向市内における都市計画道路延岡西都線は、門川町との境を起点とし、都農町との境を終点とする、延長約21,260mの道路です。 こちらに示します図面は、都市計画の区域を示す平面図の一部抜粋と横断図になります。 今回の都市計画変更は、現在の都市計画の区域を青色で示す本線の幅員部分のみであったものに対し、赤色で示す法面等の道路に付随する部分を含めた、道路整備に必要となる範囲を都市計画の区域に追加するものです。 今回の変更は、道路整備に必要となる範囲が明確になり、着実な都市計画道
-----	---

事務局	路の整備を図ることを目的としています。このような区域の変更を、路線全体を通して行います。 以上が、都市計画変更の内容になります。
会長	それでは、ただいまの事務局の方から説明をいただきましたが、この議案に対するご意見、ご質問はございませんか。
黒木克彦委員	今回の変更は単純に考えて、1車線から2車線になった分だけ法面を増やして、そこを都市計画区域として定めるという理解でよろしいでしょうか。 お願いします。
事務局	今は片側1車線で2車線の暫定型の対面交通で整備されているところですが、都市計画決定自体は、ここに示してあるとおり、4車線分の道路面を決定していたというところになります。都市計画決定された範囲の中で暫定2車線の整備がされているというところですが、部分的には、追い越し車線など4車線になってる区間もありますが、大部分がこの中の2車線で整備がされており、都市計画決定自体はこの道路の4車線分を決定しているというところで、それ以外の法面の部分など、範囲を明確に定め、決定するというところであります。
会長	よろしいでしょうか。
黒木克彦委員	はい。
会長	他に質問はございませんでしょうか。 (質問なし) それでは、議案第1号「日向延岡新産業都市計画 都市計画道路区域の変更」について、採決を行います。 本議案について、ご異議ない方は、挙手をお願いします。 賛成多数(全員賛成)ですので、議案第1号の日向市都市計画審議会の意見として、「異議なし」と決定いたします。 以上で、本日審議予定の議案は、全て終了いたしました。 本日決定した事項につきましては、本日付けをもって市長に答申をおこなうこといたしますが、この答申の文案については会長一任ということでよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
会長	それではそのように決定いたします。 (議事終了)